

まん延防止等重点措置の適用に伴う区の考え方

1 区の方針

国や都の方針を踏まえ、以下のとおり定める。

- ・新型コロナウイルス感染症の再拡大防止に向けて、医療機関や関係機関と連携し、ワクチン接種を含め、区民の「命」を守る施策を継続する。
- ・現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されているオミクロン株が東京でも急速に拡大しており、感染者数の急速な増加は、医療提供体制の逼迫につながるのみならず、社会活動の基盤すら揺らぎかねない事態に陥ることも危惧される。こうした状況から、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、東京都等を対象として「まん延防止等重点措置」が適用されることとなった。(期間：令和4年1月21日(金曜日)から2月13日(日曜日)まで)。これを踏まえ、本区においても引き続き感染予防対策を徹底し、オミクロン株による再拡大防止を図る。
- ・区民に必要な情報を適時適切に発信する。
感染状況次第では、措置等を変更する場合もある。

2 主な施設等の対策

出張所、学校、保育園、学童クラブ、福祉関係施設、清掃事務所、公園等については、引き続き業務を継続する。各施設については、国や都のガイドラインに沿って、感染防止対策を徹底して開館する。貸出施設等の開館時間は、措置期間においては、ホール等の公演等を除き、夜9時までとし、夜9時から10時までの夜間延長は行わないほか、入場者の整理等を実施する。酒類の持ち込み、飲食、会食については、措置期間においては、長時間におよぶ飲食等、感染リスクの高い行動を避けるよう、利用者への注意喚起を行う。カラオケ設備の利用については、措置期間においては、不可とする。(期間：令和4年1月21日(金曜日)から令和4年2月13日(日曜日)まで)。

3 区主催イベント・事業等の対応

実施の際は、人流抑制に配慮し、感染防止策を徹底する。

4 会議等の開催

区が行う会議等については、オンラインによる方法も含め、開催する場合には、感染防止策の徹底を図る。

国や都の要請の内容によっては今後変更する可能性がある。